

# 違反建築防止週間

2022.10.15<sup>土</sup>—21<sup>金</sup>



## あなたの建物、違反建築になっていませんか？

新築時は適法でも、その後の改修や用途(使い方)の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

日本建築行政会議 国土交通省

